

平成19年4月20日

各 位

会社名 北雄ラッキー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 桐生泰夫  
(JASDAQコード: 2747)  
問合せ先 取締役副社長 総務部長 鴻野英樹  
TEL (011) 643-3301

### 定款変更取締役会決議に関するお知らせ

平成19年4月20日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成19年5月25日開催予定の第37回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議したのでお知らせいたします。

#### 記

1. 定時株主総会開催予定日 平成19年5月25日
2. 定款の一部変更の趣旨及び目的  
変更の理由は次のとおりであります。  
平成18年5月1日施行された「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社法の引用条文及び条文表現の文言に合わせ、新たに定款規定の新設を行うもの、並びに新たな条文を設けたことに伴う条数の繰下げを行うものであります。
  - (1) 当社の公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化を図ることを目的として、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条(公告方法)を変更するものであります。
  - (2) 会社法第189条第2項の規定により、単元未満株主の権利を明確に定めるため、変更案第9条(単元未満株式の権利)を新設するものであります。
  - (3) 会社法施行規則第94条第1項等の規定により、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - (4) 会社法第370条の規定により、取締役会の機動的な運営を図るため、決議事項について取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことができるよう、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
  - (5) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰下げを行うものであります。

### 3. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 【現行どおり】
(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行 <u>う。</u>	(公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告</u> <u>によることが出来ないときは、日本経済新聞に掲載する</u> <u>方法による。</u>
第5条～第8条 (条文省略)	第5条～第8条 【現行どおり】
【新設】	( <u>単元未満株式の権利</u> ) 第9条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有 する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集 新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第9条～第13条 (条文省略)	第10条～第14条 【現行どおり】
【新設】	( <u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u> ) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、 事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示 すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに 従いインターネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条～第24条 (条文省略)	第16条～第26条 【現行どおり】
【新設】	( <u>取締役会の決議の省略</u> ) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について 書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみ なす。 ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
第25条～第47条 (条文省略)	第28条～第50条 【現行どおり】

以 上